

令和7年度首都圏等大都市圏における観光プロモーション業務 業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和7年度首都圏等大都市圏における観光プロモーション業務

2 業務の目的

前回の伊勢神宮式年遷宮の平成25(2013)年以降、首都圏から三重県への宿泊来訪者数は、年々減少傾向にあります。このような状況の中、令和7(2025)年には大阪・関西万博が開催され、令和8(2026)年にはお木曳行事等の次期式年遷宮に向けた諸行事が始まるなど、県内外で大規模なイベント予定されています。これらの大規模イベントには、国内外から多くの人々が訪れることが見込まれ、三重県の観光誘客にとっても大きなチャンスとなります。

そこで、三重県の認知をさらに高め、本県が観光地として今後も選ばれ続けるためには、これらの好機を見据え、三重の強みを生かした観光プロモーションを戦略的に展開し、さらなる誘客につなげていくことが必要です。特に、国内外の人や情報が集中する首都圏等の大都市圏において、情報発信を強化していくことが重要です。

一方、コロナ後の観光需要の高まりを背景に、他都道府県においても積極的な観光プロモーションが展開されており、三重県としても他都道府県との差別化が求められています。

また、国内の観光地では、オーバーツーリズムの問題も生じており、観光政策における「量」から「質」への転換が求められる中、三重県も本県の「上質」な観光資源を生かした観光プロモーションを展開する必要があります。

以上をふまえ、本業務では、旅行に対して、単なるレジャーとしての側面だけでなく、学びや発見といった付加価値など、上質な体験を求める層に対して、三重県の観光地としての認知向上を図り、誘客へとつなげることを目的として、首都圏等の大都市圏において、観光プロモーションを展開します。

3 委託業務の概要

(1) 委託業務の実施期間

契約の日から令和8年3月31日(火)

(2) 委託業務の主な内容

ア SNSを活用した情報発信

イ テレビ等のメディアを活用した情報発信

(ア) メディアへの働きかけ

(イ) メディア等向け説明会の開催

ウ 交通広告の掲出

エ 「ツーリズム EXPO ジャパン 2025 愛知・中部北陸」出展

(ア) 出展手続

- (イ) 子出展者との連絡・調整
- (ウ) 三重県ブースの企画・設営等
- (エ) 三重県ブースの運営・管理

オ 自由提案プロモーション

カ 効果検証

4 基本的な考え方

(1) ターゲット

旅行に対して、上質な体験を求め、見合った対価を支払うことを惜しまない消費単価の高い層

(2) 実施場所

ターゲットに対して効果的に訴求が可能な大都市圏（首都圏中心）

(3) コンセプト

上質な体験としての三重県旅行の訴求

(4) めざす姿

本プロモーションの結果、SNS 等で口コミが広がり、上質な旅行体験の場所としての三重県のイメージが浸透していくこと

5 委託業務の内容

首都圏を中心とした大都市圏において、三重県の認知向上を図り、誘客促進を図ることを目的として、観光プロモーションを実施し、その効果を検証することとします。

なお、各プロモーション施策については、企画提案コンペでの提案をもとに、三重県と協議したうえで、最終的に決定することとします。

(1) SNS を活用した情報発信

多くの人にリーチすることが可能であり、情報の二次拡散も期待できる点で、費用対効果の高い SNS を効果的に活用した情報発信を行うこと

(2) テレビ等のメディアを活用した情報発信

キー局のテレビ番組等で、三重県の取材やロケを獲得することを目的として、以下の業務を行うこととします。

ア メディアへの働きかけ

テレビ局等のメディアに対して、年間を通してさまざまな働きかけを行うこと

イ メディア等向け説明会の開催

東京23区内の上質なホテルにおいて、令和7年度上半期に、メディアや旅行事業者等（50名～100名程度）を対象として、本県の魅力を伝える説明会を開催すること（1回）

(3) 交通広告の掲出

首都圏の鉄道主要駅（JR 東京駅）に交通広告を掲出するにあたって、以下の業務を行うこととします。

- ・ 三重県が別途確保する予定の広告枠にクリエイティブを掲出すること
- ・ 契約期間内に2回程度のクリエイティブ変更を行うこと（計3回程度の

クリエイティブ掲出)

- ・ 掲出するクリエイティブのデータは、基本的には、三重県から提供することとし、必要に応じて、リサイズ等の修正を行うこと

【確保予定の広告枠（1駅2枠）】

①場 所：JR 東京駅 北行線 第2ホーム

サイズ：H3,000 mm×W8,000 mm（見寸）

期 間：令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

②場 所：JR 東京駅 北行線 第2ホーム

サイズ：H3,000 mm×W8,000 mm（見寸）

期 間：令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

（4）「ツーリズム EXPO ジャパン 2025 愛知・中部北陸」出展

三重県内の市町やDMO等（以下「県内DMO等」という。）に対して、大都市圏においてプロモーション機会を提供することを主な目的として、令和7年9月25日（木）から28日（日）まで、Aichi Sky Expo（愛知県国際展示場）で開催される「ツーリズム EXPO ジャパン 2025 愛知・中部北陸」に三重県ブースを出展するにあたり、必要な以下の業務を行うこととします。

ア 出展手続

- ・ 三重県に代わって、委託事業者の名で、三重県ブースの出展申込その他必要な手続きを行い（出展料は委託費から充当）、EXPO事務局との連絡・調整を行うこと
- ・ 出展規模は、6スペース72㎡（1スペースW3m×D3m）程度、子出展者（三重県ブースに子出展する県内DMO等）8団体程度、倉庫やスタッフの控室としてレンタルルーム1部屋（W3m×D3m×H2.7m）程度を想定すること（子出展者の申込状況をふまえ、三重県と協議のうえ、最終的に決定することとします。）

イ 子出展者との連絡・調整

- ・ 子出展者との連絡・調整を行うこと（県内DMO等に対する子出展の意向確認、子出展内容のとりまとめ、子出展者への出展スペースの割り当ての調整等を含む。）

ウ 三重県ブースの企画・設営等

- ・ 子出展者と調整のうえ、三重県ブース全体のテーマを設定すること
 - ・ 三重県ブース全体の外観やレイアウトその他必要な物を企画・制作し、ブースを設営すること（出展期間終了後のブース撤去を含む。）
 - ・ 三重県ブース内における子出展者間の周遊施策を企画し、実施すること
 - ・ 三重県ブース訪問者に対して、アンケート等の調査を実施すること
- ※ 子出展者の展示物については、子出展者の費用で制作します。

エ 三重県ブースの運営・管理

- ・ 三重県ブースの全体運営・管理を行うこと
- ※ 子出展者の展示物に係る来場者への説明、展示物の管理等については、子出展者の人員で対応します。

（5）自由提案プロモーション

上記（1）から（4）の施策以外で、三重県の認知向上及び誘客促進に効果的と考えるプロモーション施策を自由に企画立案し、実施すること

（6）効果検証

KPI 及び目標値を設定したうえで、効果の検証に必要な調査を実施し、分析結果を報告すること（中間報告期限：令和7年9月30日（火）、期末報告期限：令和8年3月31日（火））

※ 参考として、上記（1）～（5）の施策ごとに、観光消費額あるいは観光消費額算出の基礎となる来訪者数（日帰り・宿泊）を推計すること

（7）その他

- ・ プロモーションの企画立案・実施にあたっては、三重県観光連盟の公式HP「観光三重」及び本プロモーション用の特設サイト「極上の休息を。三重県」（<https://www.kankomie.or.jp/special/gokujoumie/>）との連携に留意すること
- ・ 月1回以上、事業進捗に係る三重県との打ち合わせを実施し（オンライン可）、打ち合わせ後は、速やかに議事録を提出すること

6 報告書及び成果物の提出

（1）納品物

ア 委託業務実績報告書（紙媒体1部及び電子データ）

イ 制作したクリエイティブその他成果物

（2）納入場所

三重県観光部観光誘客推進課

（3）納入期限

令和8年3月31日（火）

7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

（1）受託者は、契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 委託者に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

（2）契約締結権者は、受託者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三

重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

9 その他

- (1) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。
- (2) 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、委託者の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (3) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、成果品の引渡しをもって委託者に譲渡されるものとします。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作権者人格権を行使しないものとします。
- (4) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、委託者の検査後に支払うものとします。
- (5) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、その指示に従ってください。
- (6) 受託者は、個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこととします。
- (7) 委託者は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとします。
- (8) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応してください。
- (9) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従ってください。
- (10) 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、委託者と協議して実施するものとします。